

京都市消防局訓令甲第1号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市高压ガス保安法施行規程の一部を次のように改正する。

令和5年7月19日

京都市消防局長 井上 元次

第24条中「第9号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第26条とする。

第23条中「第8号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第25条とする。

第22条第1項中「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第24条とする。

第21条中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第23条とする。

第20条の次に次の2条を加える。

(容器再検査又は附属品再検査の適正な実施が著しく困難になった旨の届出)

第21条 局長は、細則第5条に規定する事業の適切な実施が著しく困難になった旨の届出をしようとする者に対し、業務継続困難届書（第6号様式）により届け出るよう指導しなければならない。

(高压ガスの製造の適正な実施が著しく困難になった旨の届出)

第22条 局長は、細則第6条に規定する事業の適切な実施が著しく困難になった旨の届出をしようとする者に対し、業務継続困難届書（第6号様式）により届け出るよう指導しなければならない。

第9号様式注以外の部分中「第24条」を「第26条」に改め、同様式を第10号様式とする。

第8号様式備考以外の部分中「第23条」を「第25条」に改め、同様式を第9号様式とする。

第7号様式注以外の部分中「第22条」を「第24条」に改め、同様式を第8号様式とする。

第6号様式注以外の部分中「第21条関係」を「第23条関係」に、「第5条」を「第7条」に改め、同様式を第7号様式とする。

第5号様式の次に次の様式を加える。

第6号様式（第21条及び第22条関係）

業務継続困難届書

（宛先）京都市長	年 月 日
届出者の住所	届出者の氏名
	電話 ー

<p>容器再検査若しくは附属品再検査又は高圧ガスの製造の適正な実施が著しく困難となったので、</p> <p><input type="checkbox"/> 容器保安規則第31条の2第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 冷凍保安規則第3条の2第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 液化石油ガス保安規則第3条の2第2項 の規定に</p> <p><input type="checkbox"/> 一般高圧ガス保安規則第3条の2第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 国際相互承認に係る容器保安規則第21条の2第2項</p> <p>より届け出ます。</p>	
事業所等の名称	
事業所（本社）等の所在地	
許可等の年月日 及び許可等の番号	年 月 日 第 号
対象者の氏名 （法人にあっては役職及び氏名）	
精神の機能の障害の状態	
備 考	

注1 許可等の年月日又は許可等の番号には、「許可の年月日及び許可の番号」又は「登録の年月日及び登録の番号」を記入してください。

2 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付してください。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局予防部指導課)